

坂口校 いじめ防止基本方針

令和2年4月1日策定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

坂口地区の小学生・中学生が心豊かに成長するためには、いじめが起きない学校・学級づくりに取り組むことが何より大切です。いじめから児童生徒を守るためには、まずは全教職員と児童生徒が「いじめは人として絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為」という意識を持って、居心地のよい学校づくり・思いやりのある学級づくりを進めなければなりません。しかし、万が一いじめが起きた場合には、この基本方針に基づいて速やかな対応に当たるとともに、保護者・地域社会・外部機関にも協力を求めるなど校内にとどめることなく、関係者が相互に緊密な連絡を取り合いながら、よりよい解決に向かって力を合わせていきます。

本校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止のための基本方針を次のように定めます。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1)本校は、幼稚園児から中学生まで「坂口校」として共通して取り組む毎日の活動に加えて、地域全体で取り組む行事が多い特徴があります。これらの活動を通して、一人ひとりが、互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2)本校は、すべての児童生徒が、まずどんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3)本校は、児童生徒が安心して学校生活を送り学業に専念できるよう、県や市の関係機関、県教育委員会、市教育委員会、家庭、地域と連携を強化して、いじめ防止の対策に真剣に取り組めます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上の行為も含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる

態度を育てます。特に、発達障害を持つなど特別に支援の必要な児童生徒がいじめの対象にならないよう、障害やつまずきをよく理解し適切な言動で対応しようとする態度を育てます。

○体験活動の推進

自校内の縦割り交流を中心に、集団宿泊体験、地域でのボランティア活動、イベントへの参加、キャリア教育全体計画に基づく職場体験などを通して、学校外の多くの人と触れ合う機会を大切にして、共に活動する楽しさや喜びの得られる教育を進め、生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を系統的・計画的に行い、教科書資料の登場人物と自分を照らし合わせて考えたり、児童生徒が話し合いの中でお互いの意見を認め合う場面を授業の中で設定したりする「考え、議論する」道徳の授業を充実させるとともに、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童生徒の人権意識とともに命を大切にすることが高まるように心がけている。
- ・児童生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がける。
- ・学級通信やHP等で、いじめ防止の取組みを児童生徒や保護者に伝えている。
- ・児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに上司または「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。
- ・ネット社会に潜む危険性について知らせ、インターネット利用上のルールを作り、守ることの大切さを指導している。

【児童生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。
- ・インターネットを使う上での注意点を理解し、インターネット10カ条を守っている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページや学級通信等で、児童生徒や保護者に伝えている。

- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取り組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

異年齢交流活動を行い、児童生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、児童生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童生徒や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な生徒への支援

以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席すること（30日間を目安とする）を余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員）校長、教頭、小学校の教務主任、分校主任、生徒指導主事（小学校・分校）、特別支援教育コーディネーター（小学校・分校）、スクールカウンセラー

（活 動）・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・教職員、児童生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間：○年）※保存期間は各市町の文書管理規則等に基づく
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

（２）いじめ対応サポート班

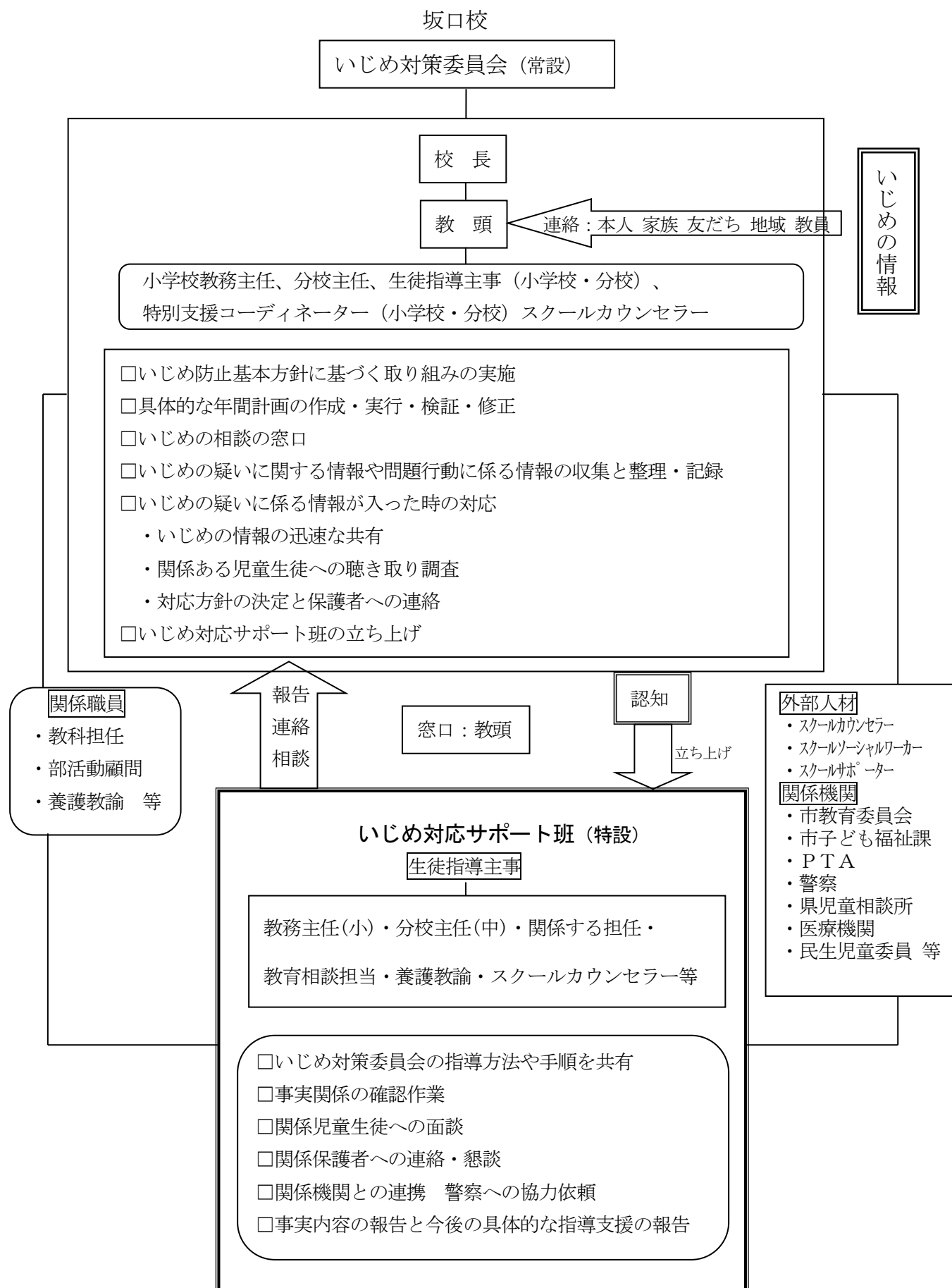
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組みを行います。

（構成員）教務主任(小)、分校主任(中)、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー等

（活 動）・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童生徒やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童生徒への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図【様式2】



〔四月～八月〕

【様式 3】

教員の動き 等		主 な 児 童 生 徒 の 活 動 等												
		幼稚園	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3			
四 月	いじめ対策委員会 ・基本方針決定 ・年間計画策定 職員会 ・スクールプランの策定（目的の確認、重点項目、達成目標の設定） ・年間計画周知 ・共通理解 PTA 実行委員会並びに運営委員会、地域学校協議会 ・基本方針の公表と協力依頼	いじめ対応サポート班 ・発生時即応 いじめの自己チェック 学級開き 構成的エンカウンター等を活用し絆作り 学校 周辺 探検 分校集会 「みんなが居心地のよい学校作り」についての話し合い 花や野菜栽培 児童生徒についての情報交換 サポートカードを用い情報共有 PTA 授業参観、PTA 委員会・運営委員会（以上は本年度中止）、地域学校協議会 基本方針の公表と協力依頼												
		五 月	いじめ対策委員会・職員会・教育相談会 ・生活状況調査 ・状況分析 ・生活学習状況報告 ・児童生徒理解連絡、協議	春季遠足	学校生活アンケート実施・分析 職員会議で情報共有 田植え 里地・里山の豊かさを 感じる体験 家庭確認 家庭との連絡 花や野菜栽培 坂口地区体育祭— 地域の人たちと活動。地域の方々の応援を受けて最後までがんばり抜く。自己有用感の獲得 →本年度は中止 春季体験学習—児童相互の交流、最後まで頑張って登山、体験的な活動 →中止									

六 月	いじめ対策委員会・職員会・教育相談会 ・生活状況調査 ・状況分析 ・教育相談・個人面談 ひまわり教室 ・事件・事故の未然防止 ・情報モラルについての指導 市指導主事学校訪問（中） ・授業研究 ・教材研究	夢の教室 坂口校学校公開・ひまわり教室（中） 全教職員授業、保護者との情報交換 ひまわり教室 薬物乱用防止、情報モラル研修 アンケート調査 教育相談・個人面談 指導主事訪問
七 月	いじめ対策委員会・職員会・教育相談会 ・アンケート分析 ・個人面談報告 ・未然防止対策の検討 保護者会 ・アンケート集計結果や個人面談の状況、生活態度、学習態度の説明 ・連携と役割分担の確認	アンケート調査 教育相談・SCとの個人面談 府中馬借街道トレイルランボランティア 地域に貢献する心を育む主体的な活動、絆づくり、自己有用感の獲得 七夕集会 幼・小・中の交流を深める、絆づくり、一人一人が主役 自主的な活動 球技大会 坂口活性化プロジェクト 地域に貢献する心を育む 自己有用感の獲得 絆づくり

〔九月～十二月〕

教員の動き 等		主な児童生徒の活動 等									
		幼稚園	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
九 月	いじめ対策委員会・職員会・教育相談会 ・生活学習状況報告と分析		稲刈り					二中体育祭・文化祭			
			絆づくり、一人一人が主役、自然の豊かさを感じる体験、地域の方々との交流					本校との交流、自主的な活動			
								林一ツエ行ハル			
								宿泊学習			
十 月	いじめ対策委員会・職員会・教育相談会 ・生活学習状況報告と分析 市指導主事学校訪問（小） ・授業研究 ・教材研究	環境学習									
			学習発表会						幼・小・中の交流を深める、絆づくり、一人一人が主役 自己有用感の獲得		
			秋季体験学習								
			児童相互の交流								
									指導主事 学校訪問		
			マラソン大会								

十一月	いじめ対策委員会・職員会・教育相談会 ・児童生徒用と保護者用アンケート項目の検討 ・生活状況調査 ・生活学習状況報告と分析	学校公開 全教職員授業 保護者との情報交換 ひまわり教室 ネットモラルについての研修 アンケート調査 教育相談・個人面談
十二月	いじめ対策委員会・職員会・教育相談会 ・児童生徒・保護者アンケート分析 ・個人面談報告 ・3学期重点的取組の検討 保護者会 ・個人面談の状況、生活態度、学習態度の説明 ・保護者の願いの把握と連携	アンケート調査 教育相談・個人面談・三者懇談 坂口なかよし集会 幼・小・中の交流を深める、絆づくり、一人一人が主役 差別や偏見がない社会や人権についての理解を深める PTA 授業参観・親子活動・保護者会、しめ縄づくり 地域の方から伝統を受け継ぐ体験、生徒の学校・家庭の状況について情報交換、親子、地域との交流を深める 異世代交流 球技大会 生徒・教員みんなで力を合わせて

〔一月～三月〕

	教員の動き等	児童生徒の活動 等									
		幼稚園	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
一月	いじめ対策委員会・職員会・教育相談会 ・生活状況調査 ・生活、学習状況の報告と分析 地域学校協議会 ・児童生徒、保護者アンケートの集計結果報告と協力依頼	もちつき 自己有用感、豊かさを感じる体験 職業調べ かき餅作り 坂口活性化プロジェクト 高齢者の方々との交流、地域に貢献する心を育む 自己有用感の獲得 絆づくり									
二月	いじめ対策委員会・職員会・教育相談会 ・個人面談実施 ・生活状況調査 ・生活、学習状況の報告と分析 ・問題点の洗い出し 家庭地域学校協議会 ・問題点の洗い出しと次年度の構想について協力依頼	アンケート調査 教育相談・個人面談 坂口のよさ発見・発信プロジェクト 坂口の良さを伝える 立志式 将来への希望、目標発表 学校公開 全教職員授業、保護者との情報交換 生徒会による新入生学校説明会 ようこそ先輩									

三
月

**いじめ対策委員
会・職員会・教
育相談会**

- ・生活状況調査
- ・生活、学習状
況の報告と分析
- ・本年度の課題
と次年度の基本
方針の確認

P T A 総会

- ・アンケート集
計結果報告
- ・本年度の課題
確認と次年度の
基本方針提案

**卒
園
式**

お招きお茶会

幼・小・中の交流、絆づくり、一人一人が主役

卒業生を送る会

幼・小・中の交流、絆づくり、自主的な活動

球技大会

生徒・教員みんなで
力を合わせて

卒業式

卒業生への感謝

卒業式

卒業生への感謝